

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び平成〇年〇月〇日付けで同人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、人材登録会社を経由して、平成〇年〇月〇日にプラスチック製の密閉容器を主とした商品の開発・販売をしているA県B市所在の会社B製作所に品質保証室長として中途採用された。なお、会社の国際本社はSに、日本本社はTにそれぞれ所在する。

請求人は、入社以降、社内のミーティング中に会社の上司であるD所長から、机を叩き大声で怒鳴られたり、度々叱責を受けるようになり、平成〇年〇月頃には身体に変調を感じるようになったため、同年〇月〇日にE病院に受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、それぞれ労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定により、これらを併合して審理し、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さ

らに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、精神障害を発病したのはD所長からの激しい叱責や長時間労働などの過重な心理的負荷によるものである旨主張している。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、精神障害の発病の時期等について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「精神部会」という。）の「ICD-10の診断ガイドラインに照らし、少なくともF病院のG医師が診断した平成〇年〇月以前に『F45身体表現性障害』を発病していたとするのが妥当であり、平成〇年〇月頃に悪化したものと判断する。」との意見に疑問を呈している。

この間の医療記録を見ると、請求人を長い間診療してきたG医師は、平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書において、「平成〇年〇月より微熱と易疲労感があつて、同年〇月〇日から〇月〇日まで1か月間Y病院内科に入院したが異常は認められなかった。平成〇年〇月〇日に同病院の精神神経科に受診し、以後、デパス、ドグマチール、コンスタンなどを処方している。」旨述べており、

また、同医師は、平成〇年〇月〇日に「身体表現性障害」と診断している。次に、薬剤の投与状況を見ると、F病院精神神経科の診療録には、「平成〇. 〇. 〇 今の飲み方→ドグマチール（50）3 T、デパス（0. 5）6 T。ひどいときにはコンスタン2 T追加する。」、「平成〇. 〇. 〇 処方：デパス（0. 5 mg）8 T、コンスタン（0. 4 mg）2 T、ロラメット（1. 0 mg）2 T、リボトリール（0. 5）2 T」などと記載されており、G医師は、平成〇年〇月〇日付けI会社健康管理室あての診療情報提供書において、「治療経過：緊張、テンションが強く、デパス8 Tを必要としている。」旨記載していることが認められる。

その後、リボトリール（0. 5）は3 Tに増量され、平成〇年〇月以降は4 Tに増量され、平成〇年〇月まで定期的に継続処方されている。請求人が、抑うつ気分、不眠などが強くなったとして、平成〇年〇月〇日E病院に受診し「うつ病」と診断された前後においても処方内容は変更されていない。

なお、請求人は、デパスは肩こりのために処方してもらっていたと主張しているが、上記薬剤の処方状況に鑑みると、請求人の主張は首肯できず、身体表現性障害に対する薬物療法として精神安定剤（抗不安薬）等が処方されていたと考えるのが妥当である。

以上のような請求人の受診状況から見て、当審査会としては、精神部会の意見は妥当であると判断する。

- (4) 請求人は、D所長による激しい叱責や長時間労働により、精神障害を発病した旨主張するとともに、連続20日勤務が考慮されておらず、出張業務が労働時間に算定されないのはおかしい旨主張している。

当審査会は、請求人に発病した精神障害の傷病名及び発病の時期については、上記のとおり、精神部会の所見（平成〇年〇月以前に『F 4 5身体表現性障害』を発病し、平成〇年〇月頃に悪化した。）を妥当であると判断する。請求人の場合、平成〇年に会社に中途採用される以前から精神障害を発病していたことから、業務上と認められるためには、認定基準の「第5 精神障害の悪化の業務起因性」に該当することが必要であり、具体的には、「別表1の『特別な出来事』に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合」とされており、別表1の「特別な出来事」として掲げられているのは、セクシュアルハラスメント

以外は次のとおりである。

ア 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした（業務上の傷病により6か月を超えて療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴った場合を含む）

イ 業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた（故意によるものを除く）

ウ その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が強度と認められるもの

エ 発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の（例えば3週間におおむね120時間以上の）時間外労働を行った（休憩時間は少ないが手待ち時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く）

請求人の主張を踏まえて、これらの要件に該当するか否かについて慎重に検討するも、上記3の訂正後の決定書理由第2の2の（2）のイ及びウに説示するとおりであり、いずれの要件にも該当せず、当審査会も、業務上の事由により精神障害が悪化したとは認められないと判断する。

なお、出張が業務に算定されていない旨の主張については、労働時間に関して、審査官は、請求人の就業週報、日帰り出張申請カード、出張申請（命令）書、旅費精算用紙、請求人の手帳に基づいて労働時間の集計を行っており、当然のことながら、出張も業務として算定しているところであり、当審査会は、審査官の算定した労働時間は妥当であると判断するものである。それによれば、症状が悪化する以前おおむね6か月間における時間外労働時間数は1か月80時間未満であり、長時間労働の状況は認められない。

また、請求人のその他の主張についても、提出された資料を改めて子細に検討したが、上記判断を左右しない。

3 以上のとおり、請求人に発病した精神障害は業務上の事由により悪化したとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。